

令和4年度通学路危険箇所回答書(寄島小中学校区)

番号	住所番地	危険箇所	通学人数	要望内容	回答
1	東安倉	竜南保育園付近	5	横断歩道があるものの、車がスピードを出して通行しておきたいへん危険である。現在減速の表示があるが、消えかかっている。減速帯を設置してほしい。	既設の減速ラインの復旧を行います。 施工時期：今年度中 (県)
2	大浦	旧給食センター北	13	新しい家が建っているが、ここから出る車が多い。現在、カーブミラーにより西から来る児童を確認できる。東から来る児童も確認できるようにしてほしい。	当該箇所は、西側民家外壁が道路に面して西側から進来車両等が見えないとのことで、本年4月に地元要望があり、現地調査を踏まえカーブミラーを設置済で、改善していると認識しております。 東側は道路に面した外壁等の死角も無く、カーブミラーの追加設置予定はありません。 なお、交通看板を設置(注意喚起)して対応済です。 引続き、左右の見とおしがきかない交差点、まがりかどでは、道路交通法第42条(徐行すべき場所)第1項及び第2項を順守して交通安全に努めてください。 寄島総合支所(市民生活課)
	大浦	大浦神社南の東西道路	13	また、このあたりの道をスピードを上げて走る車が多いので、注意喚起のための看板を設置してほしい。	当該箇所は、交通看板(注意喚起)を設置して対応済です。 寄島総合支所(市民生活課)



3	国頭	旧福祉センター前	38	<p>旧福祉センターと歩道との境ほか、印をしているところに背の高い雑草が生えている。定期的に刈ってほしい。</p>	<p>歩道部の草刈りを行います。 施工時期：9月対策済 (県)</p>
4	福井	福井から宮通に続く学童道	9	<p>5年ほど前の豪雨で土砂崩れあり。蜂、蛇、猪などに遭遇する可能性がある。昨年は倒木もあり。古い樹木ではないが、生い茂った枝葉の重さに耐えられなくなって倒れた。他にも倒れそうな樹木があるので危険である。安全に通行できるようにしてほしい。</p> <p>また、県道から人目につかない暗く細い道であるため、防犯上問題がある。また、道沿いの草を定期的に刈ってほしい。</p>	<p>民有地の樹木を市が伐採することはできないため、道路の付替え工事を今年度実施します。 寄島総合支所(産業建設課)</p> <p>防犯上の問題があるということで、安全灯(防犯灯)の新規設置が必要な場合は、地区からの要望書が必要となっておりますので、寄島総合支所・市民生活課(Tel 54-5111)まで、ご相談をお願いします。</p> <p>なお、暗くなる時間に通行する場合は、ライトや反射材などをつけて通行をお願いします。 寄島総合支所(市民生活課)</p>
5	福井	龍城院北寄島消防団の建物付近	1	<p>道が狭くカーブが続いている。特に交差点付近が危険。木が生い茂っていて見通しも悪い。手立てをしていただけないか。(画像は鴨方方面から龍城院へ向かう途中)</p>	<p>交差点付近で見通しの支障になっている木の陰切り(枝打ち)を行います。 施工時期：今年度中 (県)</p>

6	早崎	JAから郵便局に向かうところ	14	カーブミラーが左右あるものの、見通しが悪く危険なので、手立てをしてほしい。	<p>当該箇所は、狭小なY字路で、以前から中型車等がカーブミラーへ接触した事例が見受けられる場所です。現地調査の結果、何らかの原因でカーブミラーが動いており、調整の対応済です。</p> <p>引続き、左右の見とおしがきかない交差点、まがりかどでは、道路交通法第42条（徐行すべき場所）第1項及び第2項を順守して交通安全に努めてください。</p> <p>寄島総合支所（市民生活課）</p>
7	早崎	嘉美心酒造西側	38	夏場はいいが、冬場は街灯がなく暗いので、設置してほしい。	<p>安全灯（防犯灯）の新規設置は、地区からの要望書が必要となっておりますので、寄島総合支所・市民生活課（Tel54-5111）まで、ご相談をお願いします。</p> <p>なお、川の西側の歩行者道路には既存の防犯灯がありますので、暗くなる時間に通行する場合は、ライトや反射材などをつけて通行をお願いします。</p> <p>寄島総合支所（市民生活課）</p>
8	寄島新開 三郎	①発電所付近 ②三ツ山公園付近	38	寄島新開と三郎の児童はこの交差点の横断歩道を渡ることとなっているが、かなりスピードをあげて車が走っている。安全運転を喚起するため、子どもが通行している絵の看板や横断旗置場を設置してもらいたい。	<p>①当該箇所については、電柱用の交通看板を設置（注意喚起）して対応済です。</p> <p>また、横断旗設置場は、市で設置・管理を行っておりません。</p> <p>写真の横断旗入が必要な場合は、地区やPTAなどから寄島総合支所・市民生活課へご連絡をお願いします。</p> <p>なお、地区やPTAで道路管理者等からの許可を受けた後に設置・管理をお願いします。</p> <p>② 当該箇所については、電柱用の交通看板を設置（注意喚起）して対応済です。</p> <p>また、横断旗設置場は、市で設置・管理を行っておりません。</p> <p>写真の横断旗入が必要な場合は、地区やPTAなどから寄島総合支所・市民生活課へご連絡をお願いします。</p> <p>なお、地区やPTAで道路管理者等からの許可を受けた後に設置・管理をお願いします。</p> <p>寄島総合支所（市民生活課）</p>



9	寄島新開 三郎	ガレット美容室の2件南のT字路	2	大通りから曲がる車が一旦停止せず、小さい子は背が低く見えないので危険なことがよくある。車通行止めにして、既存のポールを設置してほしい。(既存のポールが3本アスファルトに埋まっている状態)	車両通行止めにするには、寄島新開地区の承諾を取る必要があります。 寄島総合支所(産業建設課)
---	------------	-----------------	---	---	---